

令和7年度精華町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

精華町は京都府の西南端にあって、東経135度44分、北緯34度47分に位置し、南東は木津川市、西南は奈良県に接し、北は京田辺市に、また東は木津川の左岸に接している。

本町は東西4.78kmで、その総面積は、25.68km²である。本地域を東西に2分すると、西部は生駒山系に属する丘陵が南北にカギ状に延びており、この丘陵に沿って集落が帯状に連なっている。東部は、全農地の大半を占める地域であり、湿田を主とする平坦地域となっており、木津川左岸の沖積層の湿田とする平坦地と西部の生駒山系に属する中山間地の丘陵部からなり、適度な降雨量と温暖な気候に恵まれた地域で水稻栽培を基幹作物とする作物栽培体系が確立されている。

東部の平坦地帯は、木津川につくった沖積平野に開かれた水田約250haが約1kmの幅で南北に連なっている。気象条件は、平均降雨日数100日余、年平均気温が15度、年平均降雨量が1,500mmであり、温暖で適量の雨量にも恵まれ農耕に好適の条件を備えている地域である。

本町の農業は、古くは「川西すいか」の主産地として知られていたが、生産調整、転作物目の奨励措置の誘導もあり、近年はイチゴ、京の伝統野菜に作付が移行し、イチゴは観光いちご園が2ヶ所、伏見とうがらしは京都府下で最大の産地となった。また、みず菜、花菜、えびいも、花卉の栽培も盛んとなり、今後は農産物直売所、観光農園等の販売コンテナを活用しながら、さらなる農業経営の合理化、省力化の推進を進め、可能な限り農地の集約と有効利用、耕作放棄地の減少を目指すところである。

本町は、小規模な農家世帯が多く、担い手となる農業者は法人化組織と認定農業者となるが、両者とも高齢化が進んでおり、新たな担い手の育成が至急に求められる為、経験豊かな農業者の知識を次世代の農業者に伝えていく仕組み作りが必要である。認定農業者組織である「あぐり精華」には、新規就農者育成の役割が求められるので、より一層の活動活性化が必要となる。次世代農業者には、地域実行組合や生産者部会などに加え、持続可能な農業のための新たな組織づくりが求められる。

2 高収益作物の導入や転作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本町が従来から推進してきたイチゴ、とうがらし、京の伝統野菜を主体とし、都市近郊農業として少量多品目の需要に応じた作付を推進することで、産地化をも推進し、観光農園や農産物直売所等を活用しながら収益力の向上や耕作放棄地の減少を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

令和6年度について、本町における主食用水稻作付面積は、前年度より約6ha減少した。今後より一層、主食用水稻作付田での高収益作物への転作の促進や畑地化の必要性を含めて、水稻中心の営農体系から野菜や花き等の高収益作物を導入した畑地化を含んだ営農体系への転換を図り、地域農業のあり方について検討を進める。

集落単位の中核的担い手の育成を図り、都市近郊農業を促進し、耕作放棄地や遊休農地の活用に取り組む。

水稻共済細目書や現地確認等で、水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻の作付に活用される見込みがないか等を確認し、水田を有効利用するとともに、水稻と大豆等の転換作物等とのブ

ロックローテーションを促し、転換作物等の生産性向上を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

水稻について、自家消費米以外はＪＡ出荷を推進することで、農産物直売所や学校給食を通じて地元消費者へ本町産米を提供できる仕組みを継続する。

(2) 非主食用米

ア 新市場開拓用米

主食用米の国内需要が減少する中、内外の米の新市場の開拓を図るため、必要に応じて新市場開拓用米の作付面積の拡大に努める。

イ 加工用米

多収品種の栽培技術確立などを通じてニーズに対応するとともに、必要に応じて加工用米の作付面積の拡大に努める。

(3) 大豆

都市近郊農業として加工品等への需要に応じ、生産の拡大や単収の向上に努める。

(4) 地力増進作物

ヘアリーベッチやレンゲ等による土づくりを行うことで、大豆の収量・品質の向上や高収益作物の低コスト生産等を目指す。

(5) 高収益作物

転作田を利用した農産物は本町が従来から推進してきたイチゴ、とうがらし、京の伝統野菜を主体とし、都市近郊農業として少量多品目の需要に応じ、ケールや洛いもなど、計 12 品目の作付を推進していくこととする。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり